

日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容									
	5	月	9:50	10:00	11:30	12:20	13:20			17:00	※	
			所長挨拶	講演 「民事裁判について」 東京高裁部総括判事 永野厚郎	意見交換		問題研究(班別) 「民事執行事件の処理」 1班 東京地裁判事 長谷川 武 久 2班 東京地裁判事補 谷 池 政 洋 3班 大阪地裁判事 宮 本 浩 治					
	6	火	9:50		11:20	12:10	13:10	14:40	15:00	15:50	16:10	17:10
			講演 「刑事裁判について」 東京高裁部総括判事 秋葉康弘		意見交換		講演 「 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 」 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		ワークショップ(班別討論)		まとめ	
6	7	水	10:00				14:30	14:50				17:00
			問題研究(班別) 「民事保全事件の処理」 i 班 東京地裁判事 小 川 直 人 ii 班 東京地裁判事 寺 岡 洋 和 iii 班 大阪地裁判事 佐 伯 良 子					共同研究(班別) 「判例の調査検討と合議について」 A 班 東京地裁部総括判事 上 田 哲 B 班 東京地裁部総括判事 林 俊 之 C 班 東京地裁部総括判事 市 川 多美子 D 班 東京地裁部総括判事 入 江 猛 E 班 東京地裁部総括判事 任 介 辰 哉				
	8	木	10:00		12:30	13:30	15:10	15:30				17:30
			問題研究(班別) 「令状事件の処理」 I 班 東京地裁判事 白 石 篤 史 II 班 東京地裁判事補 高 島 剛 III 班 大阪地裁判事 小 畑 和 彦			「外部経験を活かす」 水戸地裁判事補 河 合 智 史 宇都宮地裁判事補 三貫納 隼 広島地裁判事補 長 峰 志 織 秋田家裁大館支部判事補 甚 田 理 恵		講演と意見交換 「社会とバリアフリー」 弁護士 田 門 浩				
	9	金	9:40		11:40	12:40	13:30	13:50				16:50
			説明と意見交換 「裁判所の組織、組織運営を考える 一裁判所書記官との協働など」 総務局第一課長 清 藤 健 一 人事局総務課長 和 波 宏 典		説明と意見交換 「裁判官の意見交換と 情報セキュリティ」 情報政策課情報セキュ リティ室長兼参事官 橋 爪 信		意見交換(班別) 「これから目指すもの」 a 班 司研教官 三 角 比 呂 b 班 司研教官 福 井 章 代 c 班 司研教官 平 出 喜 一 d 班 司研教官 杜 下 弘 記					

※ 懇談会を予定

平成29年度判事補基礎研究会

参 加 者 名 簿

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
東京	東京地裁	雨 板 川 鈴 須 高 丹 辻 角 友 中 仲 松 森 谷 山 坂 西 益 山 山 加 君 館 小 斉 澤 園 米 井 瀧 竝 伊 佐 大	太 遼 功 彦 菜 人 莉 明 佳 慶 之 統 明 也 峻 寛 仁 諒 暢 悟 幸 十 子 輔 郎 美 地 郎 人 喬 代 明 子 海 菜
	横浜地裁	宮 崎 北 木 藤 野 野 本 田 部 丸 吉 本 田 部 崎 本 沢 子 田 田 島 塚 崎 橋 藤	竜 和 晴 将 由 千 由 一 隆 高 智 文 辰 元 慎 義 一 知 弥 友 陽 一 大 俊 満 次 祥 佳 信 愉 理 秀 明
	さいたま地裁		
	千葉地裁		
	水戸地裁	谷 田 木 藤 藤 村	
	前橋地裁		
	静岡地裁		

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
東京	甲府地裁	鈴木	真理子
	長野地裁	有本	祥子
	新潟地裁	岩瀬	みどり
大阪	大阪高裁 大阪地裁	大久保	直輝
		安部	朋美
		乾	裕美
		久保	次郎
		小菅	哲聖
		坂本	達也
		馬場	梨代
		番條	水健
		水野	宮崎
		宮崎	川徹
名古屋	京都地裁 神戸地裁 奈良地裁 大津地裁 和歌山地裁 名古屋高裁 名古屋地裁	吉川	林浩
		若秋	円香
		岩守	尚光
		國井	陽志
		熊野	祐平
		安井	亜介
		若林	貴季
		岡田	知子
		高木	総司
		金保	久亨
津地裁	津地裁	那智	美子
		荻原	美惇
		川内	裕登
		川村	久子
		小暮	純一
大阪	大阪地裁	堀田	森介
		森田	大尋

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
名古屋	津地裁	山 川 勇	人 士
	岐阜地裁	小 島 武	薫
	福井地裁	河 本	梨 朋
	金沢地裁	新 谷	太 郎
広島	広島地裁	下 村	斗 広
	山口地裁	小 山	香 也
	岡山地裁	青 木	一 雅
	鳥取家裁	新 井	季 一
福岡	福岡地裁	芥 川	平 愛
		鬼 頭	彦 絵
		佐 玉	輔 未
		德 神	也 惇
	佐賀地裁	大 久 保	憲 秋
	長崎地裁	大 須	行 之
	大分地裁	大 須	太 央
	熊本地裁	浅 尾	全 一
	鹿児島地裁	谷 矢	
	宮崎地裁	廣 瀬	
仙台	仙台地裁	平 沢	
	福島地裁	豊 臣	
	山形地裁	須 藤	
	盛岡地裁	川 淵	
	秋田地裁	佐 藤	
	青森地裁	増 本	
札幌	札幌地裁	山 田	
		遊 間	
	函館地裁	山 野	
	旭川地裁	吉 口	
高松	高松地裁	野 門	
	高知地裁	大 本	
	松山地裁	酒 雄	

合計 102 人

民事裁判について

東京高裁部総括判事

永 野 厚 郎

1 はじめに

(1) 「部の機能の活性化」の目指したもの

自己変革や自己成長の土壌となる組織カルチャーの形成, これを通じた裁判の質の向上

(2) 裁判官論としての民事裁判

2 法律実務家の中核能力と民事裁判

(1) 法律実務家の中核能力（コアコンピタンス）

コアコンピタンス・・・競合他社が真似できない核となる能力

紛争実体にふさわしい法的事実構成を提示・論証する力

法律論, 事実認定力, 両者をつなぐ構想力

(2) 法的事実構成力と民事裁判

問われる法律実務家としての裁判官の力量

(3) 法律実務家の中核能力に対する新たな課題

事実的観点の課題

法的観点の課題

(4) 無数の裁判官（法律実務家）との共同作業としての裁判

共同作業としての航路（判例法, プラクティス）の開拓・維持

3 控訴審からみた一審の裁判の印象

(1) 全体的状況

大多数の事件は適切に処理

しかし, 気になる点を指摘すると

(2) 事実に対する関心の希薄化？

ア 事案に色彩を与える事実の軽視

事案に色彩を与える事実・・・年齢，人的関係，生活状況，場所の状況，位置関係など

具体例

イ 事実と切断された言葉の処理

一般になじみのない病気や売買目的物

法的事実構成に支障を来した例

ウ 事実的基礎付けを欠く論証

議論倒れとなった例

エ 事実への関心と具体的想像力

世代間の議論が必要

(3) 形式論への逃避？

ア 事実認定における形式論

安易に立証責任に頼った，無難な認定

的確な証拠がないとの説示の濫用

具体例

イ 法的論証における形式論

(ア) シンプルだが非定型な事案

具体例

(イ) 複雑な事案

厳格な予防原則・・・生命・身体に対する重大な結果を生じさせる懸念

のある活動は，両者の因果関係がないことが科学的に証明

されるまでは禁止されるべき

弱い予防原則・・・科学的な因果関係が確立していないことは リスク

を伴う活動に対する規制を行わないことを正当化しない

4 争点整理と釈明

(1) 争点整理の重要性

争点整理は民事裁判の要

(2) 争点整理のプロセスと目標

争点整理の完了時のイメージ

そこに至るプロセス・・・裁判所の明確な意思，スケジュールの提示，
議論のルールの設定

(3) 釈明権の行使に抑制的となる事情

ア 当事者主義との関係

手続志向の釈明権行使・・・当事者の主張・立証活動を活性化すること
により期日の充実を図る目的

実体志向の釈明権行使・・・勝つべき者が勝つとの観点から裁判所の
考える実体的正義の実現を図る目的

イ かえって手間が掛かる

技法や方法論

裁判官の無謬性への過剰意識？

5 裁判官としての自己成長

(1) プロフェッションとしての成長

守破離

環境順応型知性，自己主導型知性，自己変容型知性（キーガン「人と組
織は何故変わらないか」）

(2) 組織人としての成長と組織の活性化

管理職とは

裁判所の現場力と四つの壁

6 最後に

95歳にして現役

「知恵，忍耐，世の中の仕組みに対する理解，人をできるだけ助けたい
との気持ち」（ワインスタイ裁判官）

平成29年度判事補基礎研究会（平成29年6月6日）

東京高裁 秋 葉 康 弘

刑事裁判について

1 判事補3年目を振り返って

2 事前準備と争点整理

(1) 事前準備の必要性

ア 公訴事実の検討

イ 事前準備の目的

ウ 審理計画と期日確保

(2) 争点整理の在り方

ア 争点整理の目的

イ 争点整理の課題

ウ 裁判所の役割

3 公判審理の留意点と課題

(1) 必要性の検討

ア 必要な証拠の欠如

イ 不適切な証拠の取調べ

(2) 証人尋問の合理化

ア 尋問の規制

イ 補充尋問の範囲

4 事実認定に関する判決起案の留意点

- (1) 事実認定の構造の分析
- (2) 直接証拠による認定の留意点
- (3) 間接事実による認定の留意点

5 裁判官として心掛けてきたこと

社会とバリアフリー

29/06/08

弁護士 田門 浩

自己紹介・聴覚障害とは

- 生まれたときから耳が聞こえない。
- 「聴覚障害」とは医学的には...
 - 外部の音声情報を大脳に伝えるための部位に障害があるために、聞こえにくい、または、聞こえなくなっている状態(外耳, 中耳, 内耳)
 - 外耳 耳たぶ(耳介)から鼓膜までの間
 - 耳たぶで集められた音が耳の穴の中を通過して鼓膜を振動
 - 中耳 鼓膜の内側にある空洞
 - 鼓膜の振動が耳小骨に伝わり、蝸牛に伝えられる
 - 内耳 中耳より内側の部位(蝸牛, 前庭半規管)
 - 蝸牛が、伝わった振動を電気的な信号に変換して、聴神経をとおして大脳に伝える

聴覚障害とは

- 伝音難聴

- 外耳→中耳(音や音声(空気の振動)が物理的な振動の形で伝達される部分)に障害があるが、内耳には障害がない＝補聴器が有効

- 感音難聴

- 内耳(音の振動を電気的な信号に変換し、大脳へ伝える部分)に障害＝音そのものにも歪みが生じてしまい、補聴器を使用しても音や音声が明確に聞き取れない

- 田門は感音難聴である。

聴覚障害者のコミュニケーション方法

(判例タイムズ1353・39～41頁を参照)

- 手話
 - 日本語対応手話(手指日本語)
 - 日本語の語順通り手話の単語を当てはめていく
 - 日本手話...音声日本語とは異なる独自の文法
- 筆記
- 口話(読唇・残存聴覚)
- どの方法を採用かは次の3つの要素による
 - ①障害者本人がいつから聴覚を失ったか
 - ②残存聴力がどの程度あるか
 - ③聴覚障害者の仲間のコミュニケーション方法

聴覚障害者のコミュニケーション方法

- 日本手話にみられる独自の文法の例
- (例文)山田さんが鈴木さんに対して、明日裁判所に行くよう、言いました。
- NMM(non manual markers)
 - 手指を使わないで表情などを使って文法的機能を表すもの
 - 例:日本語の「てにをは」に相当するものを表情で表す
- CL構文(classifier)
 - 音声言語で(擬音語・擬声語・擬態語)に相当する手話表現
 - 例:車がびゅっと走る, よろよろと走る, ゆっくり走る

聴覚障害者，ろう者の区別

- 聴覚障害者：聴覚に障害を持つ人々
- ろう者：聴覚障害者のうち，日常的に手話を用いて生活を送っている人々

自己紹介

- 私は、両耳とも感音難聴
- 補聴器を使っても、音の内容が分からない
- 日本手話を使ってコミュニケーションをしている
- 依頼者のうち80%は健聴者、20%は聴覚障害者。このほかの障害者も若干名いる。
- 日本では聴覚障害をもつ弁護士が私を含めて10名いる。

聴覚障害者からの法律相談は……

- 1年間に50人程度の聴覚障害者から法律相談を受けている。
- 相談の種別
 - － 離婚
 - － 自己破産
 - － 金銭的被害
 - － 労働
 - － 刑事事件

コミュニケーションに障害のある人々

- 聴覚障害
- 視覚障害
- 盲ろう
- 音声機能・言語機能障害
- 知的障害
- 発達障害

視覚障害

- 視覚障害と一口に言っても様々
 - 見えなくなった年齢
 - 障害の状況や程度
 - 白杖を持たずに歩いていたたり、白杖は持っ
ていても目をしっかり見開いていて、声のす
る方に視線が向いたりするため、一見して
視覚障害者と見えない場合もある
 - 点字を使うのは、視覚障害者のうち約12
パーセント

視覚障害

- 文書については
 - 点字
 - 音声による読み上げ(音声読み上げソフトの使用も)
 - 拡大文字(21ポイント)
- 発言については
 - 出席者の氏名をあらかじめ言ってもらう
 - 指示語を使わない
 - 物の位置や方向を説明するときには、視覚障害者から見て「12時の方向」というように時計の文字盤にたとえて行う
 - 写真や図面の内容を口頭で説明する

視覚障害の裁判官

- 2012年3月 全盲の [REDACTED]
[REDACTED] が就任
- 専属の補助人が配置→訴訟記録を読み上げ、音声ファイルに変換、あるいは点訳、触覚による図面作成。
- 訴訟中のメモはコンピューター入力で。

盲ろう

- 視覚と聴覚に障害
- 盲ろうと一口に言っても様々
 - 障害をもつに至ったのが、視覚か先か聴覚が先かによって違う
 - 指点字、手のひらに文字を書く、触手話
- 通訳・介助員
 - 通訳と会場までの同行などの移動介助

音声機能・言語機能障害

- 音声機能障害
 - － 喉頭や発声筋などの音声を発する器官に障害がある場合
- 言語機能障害
 - － 言語を構成するための神経調節機能に障害がある場合（脳梗塞による失語症など）

音声機能・言語機能障害

- ・ 外見からは障害のあることがわかりにくい
- ・ 筆談する, 50音の文字盤のキーを押してメッセージを作ってそれを音声出力する機器を使う
- ・ 補助者が代わりに発声することを認める
- ・ 小さな会場でもマイクを使う

知的障害

- 知的機能の障害が発達期に現れ日常生活に支障が生じている人々
- コミュニケーション面での注意点
 - 複雑な事柄や抽象的な概念を理解しにくい
 - 漢字が苦手な人も
 - 他人に物事を尋ねたり言葉で自分の気持ちを伝えたりすることが難しい人も
 - 周囲の状況の理解、未経験のできごと、急な状況変化に対応するのが難しい人も

知的障害

- コミュニケーションの在り方
 - 文書にはひらがなでふりがなをふり，行間を広めに取る
 - 抽象的な言葉は避ける
 - 短い文章で要点を伝える
 - 代名詞は避ける
 - 穏やかな口調で，ゆっくり話しかける
 - ポイントを明確に，センテンスは短く，専門用語は避ける
 - 繰り返し説明する
 - 日常の支援者からコミュニケーションの注意点を聞く（一人ひとりによって対応が違うため）など

知的障害

- レッドカード「ストップしてください」
- イエローカード「もうすこしゆっくりわかりやすく」
- ブルーカード「同意しますorわかります」

発達障害

- 発達障害
 - なんらかの要因による脳機能の障害のため、通常、低年齢までに認知やコミュニケーション、社会性、学習、注意力等の能力に支障が生じ、現実生活に困難をきたす障害
- コミュニケーションの在り方
 - 話しやすい雰囲気
 - 答えやすいような質問(クローズドクエスション)
 - たくさんのことを一度に言わない
 - 疲れたら休憩
 - 日常の支援者からコミュニケーションの注意点を聞く(一人ひとりによって対応が違うため)

2つの障害観

- 個人（医学）モデル
- 社会モデル

個人（医学）モデル

障害＝個人の問題

障害者問題＝「病気の諸帰結」

- 専門職による個別的な治療という形での医療が必要
- 障害者の義務の強調が見られ、障害者の権利の否定、差別につなぎやすい

社会モデル

障害＝障害者が経験する
社会的不利

- 障害の原因は社会にある
- 社会・環境変化の必要性の強調
- 障害者の権利保障の強調

障害の社会モデルによる 権利保障強化

社会モデルに基づき権利保障強化の方向へ

- 国連「障害者の権利宣言」(1975年)
- 国際障害者年(1981年)
- 米国 障害を持つ米国人法(ADA) (1990年)
 - 雇用, 行政サービス, 民間サービスの差別禁止
 - 聴覚障害者のための通信リレーサービス義務付け
 - 特徴的なのは, 「合理的配慮がない」ことも「差別」に該当すること
- 以後40か国以上が障害者差別禁止法制定

国連・障害者権利条約

国連・障害者権利条約

- 2006年12月13日 国連総会で採択
 - 障害者差別禁止が盛り込まれる←社会モデルに基盤を置く
 - 行政・民間設備等のアクセシビリティを容易にするために通訳者等を提供するための施策を義務づけ

日本は、2014年1月20日に批准→同年2月19日から国内的に発効

条約第13条 司法手続の利用の機会

1 締約国は、障害者が全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。

2 締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立てるため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適当な研修を促進する。

日本における障がい者制度改革

日本国では、内閣府に障がい制度改革推進本部が設置

- 障害者の権利に関する条約の締結(批准のこと)に必要な国内法の整備等を目的
- 2009年12月8日に内閣府に設置

同本部の中に、障がい者制度改革推進会議

- 多数の障害者当事者が構成員に加わる。
- (1)障害者基本法の抜本改正
- (2)障がい者総合福祉法制定
- (3)障害者差別禁止法の制定を目指す

障害者制度の3つの柱

障害者基本法

障害者総合支援法

障害者差別解消法

障害者基本法

第4条

差別禁止

合理的配慮義務＝合理的配慮をしないと差別

- 「1 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」
- 「2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」

合理的な配慮による 社会的障壁の除去

合理的な配慮とは...

障害の有無を問わず，社会生活を送る上で様々な配慮が必要

講演会では...

- 健聴者のための配慮：スピーカー，マイク
- 視覚障害者のための配慮：点字ブロックなど
- 車いす使用者のための配慮：スロープ
- 聴覚障害者のための配慮は？

配慮があつたりなかったりする状態→差別に...

障害者基本法

(司法手続における配慮等)

- 第29条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

障害者総合支援法

旧「障害者自立支援法」

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成25年4月施行）

障害者総合支援法

第3章第77条1項 市町村の地域生活支援事業

市町村必須の事業とは...

手話・要約筆記による意思疎通支援者の派遣

手話奉仕員の養成

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条1項 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。
 - 6号 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
 - 7号 意思疎通支援を行う者を養成する事業

障害者総合支援法

第3章第78条1項 都道府県の地域生活支援事業

都道府県必須の事業とは...

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業, 派遣事業
意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

- 第78条1項 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第77条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。

障害者差別解消法

正式名称＝「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

2016年4月から施行

障害者差別解消法における

差別禁止（行政機関等）

第7条第1項 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをするることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

障害者差別解消法における

差別禁止（民間事業者）

第8条第1項 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

障害者差別解消法における 「合理的配慮」（行政機関等）

第7条第2項 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

障害者差別解消法における 「合理的配慮」（民間事業者）

第8条第2項 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

裁判所と障害者差別解消対応要領

裁判所については、障害者差別解消法は適用なし

「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」

- 平成28年3月23日最高裁判所裁判会議議決
- 平成28年4月1日実施

裁判所と障害者差別解消対応要領

障害者差別解消法とおおむね同一の内容

第4項 不当な差別的取扱いの禁止

第5項 合理的配慮の提供

第8項 相談体制の整備

聴覚障害者からみた裁判所

- 一般人と同様に、なかなか使う機会がない
- もし困ったことがあったときに最初に行くのは福祉機関か警察署
- 弁護士から裁判所に行くようすすめられることもある
- 聴覚障害者からよく聞かれるのは、「裁判所には手話通訳者はいいますか？」「自分一人で手続きができますか？」
- 裁判所には手話通訳者はいないので、福祉機関から手話通訳者を派遣してもらうことをすすめている(障害者総合支援法による派遣)。

障害者基本法改正を受けての 裁判所への提案

- 手続教示においての配慮
 - － 手話付きビデオでの説明
 - － ビデオの説明に字幕を付ける(ただし聴覚障害者には日本語が苦手な人が少なくないことに注意)
 - － 手話通訳者の派遣機関の教示(ただし聴覚障害者の中には知り合いの手話通訳者が派遣されてくるのをいやがる人が少数いることに注意)
 - － 裁判所において専門の手話通訳を付ける

障害者基本法改正を受けての 裁判所受付への提案

- 視覚障害者について
 - 点字資料を用意する
 - 音声読み上げをする
 - 点字での書類を受け付ける
- 知的障害者について
 - わかりやすい言葉で説明する

米国の裁判所手話通訳

- ADAタイトルⅡ等により、裁判所は、障害者に対して、手話通訳者など効果のあるコミュニケーション(effective communication)を確保しなければならないとしている。
- 手話通訳者等の費用は、裁判所が支出している。

District of Columbia Courts ワシントンDCの連邦地方裁判所等



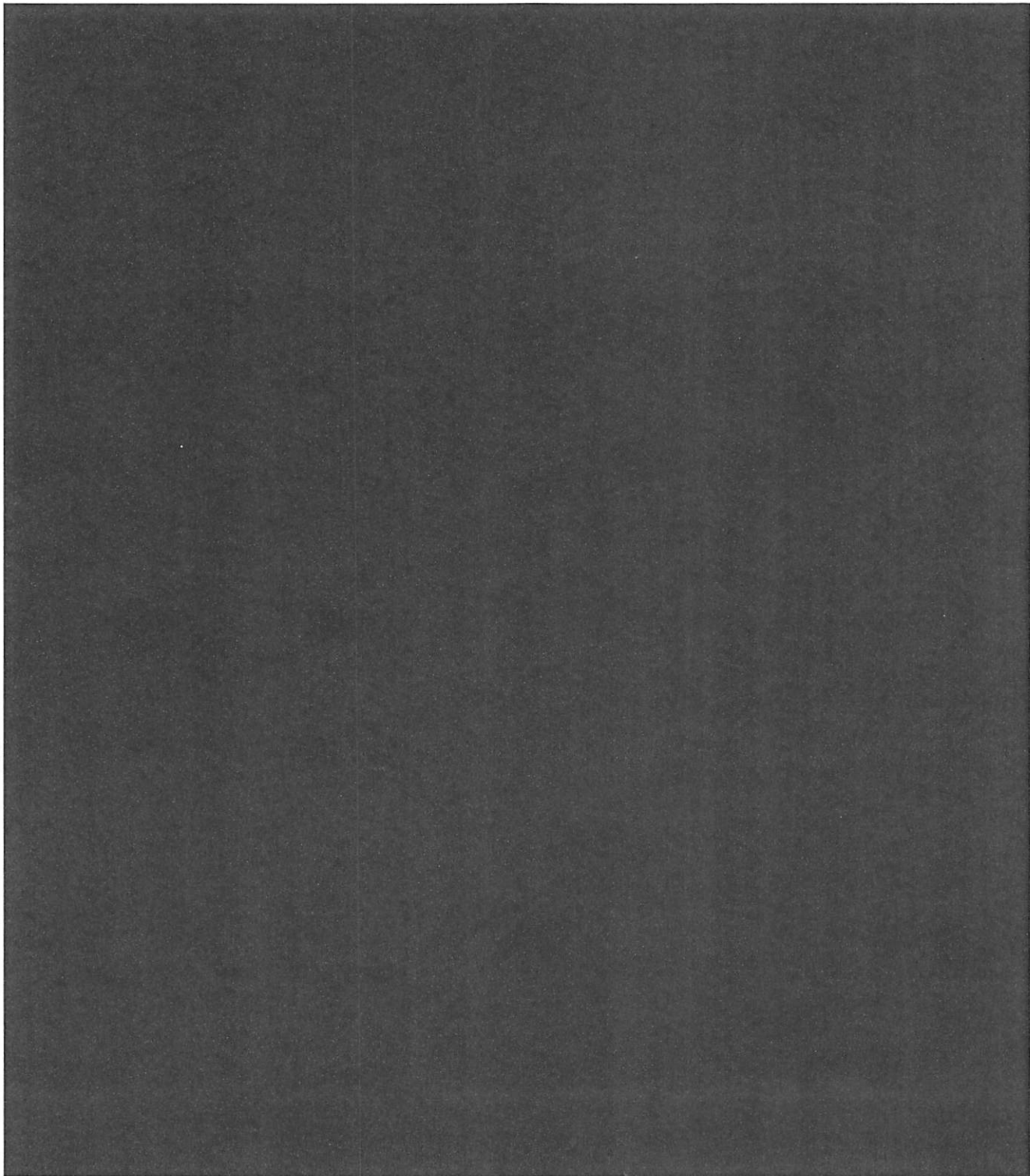
常駐のコーディネーター(2003年当時)

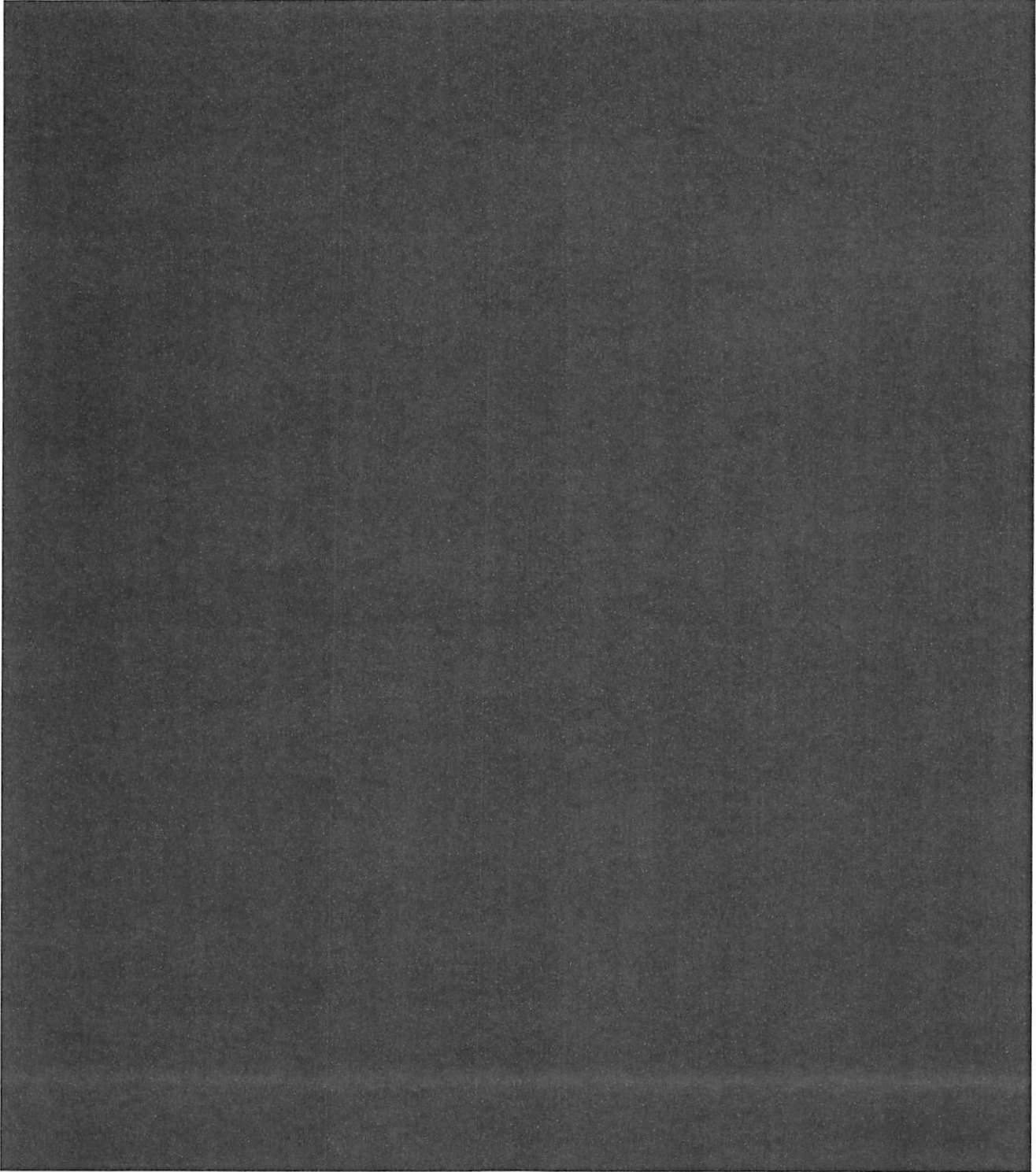
- ワシントンDCの連邦地方裁判所には、常駐のコーディネーターが2名いた(2003年当時)。
- 1名は外国語通訳担当(スペイン語等), 1名は手話通訳担当。
- その他, 裁判所用の登録通訳者が何人かいる
- ろう者のリレー手話通訳者もいる
- コーディネーターをとおして米国の聴覚障害者は気軽に裁判所を利用できるようになっている
- 米国の聴覚障害弁護士も裁判所の手話通訳に通訳を依頼している(弁護士も裁判所利用者の一人と扱われる)

Office of Court Interpreting Services (OCIS)) (裁判所通訳サービス室)



http://www.dccourts.gov/internet/public/aud_ocis/main.jsf





ろう者のコミュニケーション方法

- ろう者の中には、日本語が苦手な人が多い
（例：新聞に書かれている内容を理解できないなど）
 - － 理由：音声日本語が耳から入ってこないため、適切な教育がなされないと、日本語力がなかなか伸びない
 - － ろう学校では手話の使用が禁止され、生徒に読唇を強いてきたため、教師の話の内容がわからないまま卒業してきた。

2つの言語能力

- 生活言語能力: 場面への依存度が高く認知的要求の少ない生活場面での会話を中心とした力 (Basic Interpersonal Communication Skills (BICS))
- 学習言語能力: 場面や文脈への依存が少なく認知的要求の高い学習言語能力 (Cognitively Academic Language Proficiency (CALP))

学習言語能力が未発達の場合

- 日本語が苦手であるだけでなく...
- 具体的な事柄を基準にして判断しがち
 - 例:「東京都知事から認可を得られている福祉団体だ。高い配当を得ることができる」と言われると、東京都知事という言葉や配当にだけ目が行ってしまう
- 抽象的な事柄について思考を組み立てるのが困難
 - 例:「高い配当を得ることができる」と言われた場合、なぜ高い配当がもらえるのか、それほど高い収益になるのかというところまで考えが及ばない

コミュニケーション経験の不足

- 学習言語能力を高めるようなコミュニケーション経験が不足することも多い
- ろう者間のコミュニケーション能力の差異が大きい
- ろう教育の問題点
 - ろう学校では手話の使用が禁止され、生徒に読唇を強いてきたため、教師の話の内容がわからないまま卒業してきた。

ストリートなコミュニケーション方法

- 日本のろう者は、健聴者と比べるとストリートに物を言う傾向がある

- 裁判員広報用DVDを例にとつて言うと...
 - －健聴者「大事に至らなくて良かった」
 - －ろう者だったら...
 - －「人が死ななくて良かった」

ストレートなコミュニケーション方法

- これはなぜか？
- 視覚言語の特性（同時に多くの情報を与えるという点）
 - 手型・動作・表情等を同時に表出する方法をとることで同時に多数の意味を盛り込むようにして、全体的なメッセージを発する時間を短くする
 - 表示の負担を減らすとともに、相手方もその内容を認知・把握しやすくなるようにしている

学習言語が発達していない人々に対する通訳 が難しい言い回し

- 学習言語が発達していない人々とは...
- 遠回しの言い方
 - 前向きに検討してください。
 - 証言の信用性には構造的な問題点があります。
 - 起訴が正しいかどうか抜本的に見直す必要があります。
 - 共謀していないと判断するのが合理的です。

学習言語が発達していない人々に対する通訳が難しい言い回し

- 弁論準備期日にて、裁判官からろう者の依頼者に対して「前向きに検討してください」と手話通訳者を通して言われたので、「もっとはっきり言っていただけませんか」とお願いして、はっきり言っていたら、ろう者がその内容を理解できたという案件

学習言語が発達していない人々に対する通訳 が難しい言い回し

- 抽象的概念

- 被告人の行為は、社会秩序を著しく乱すものです。
- 被害者から理不尽な要求を受けました。

学習言語が発達していない人々に対する通訳 が難しい言い回し

- 抽象的概念

- 「不動産の賃借契約」→具体的に「アパートを借りるときに貸主と約束したもの」
- 「銀行取引」→具体的に「銀行に金をあずける, 機械の画面を見て番号を押してお金を受けとる」
- 「遺産分割協議」→「親が亡くなったので, 持っていた預金, 家, 土地を兄弟で分ける」
- 「光熱費」→「電気, ガス, 水道料金」
- 「銀行振込」→「銀行に行って機械の画面を見て, 支払う相手の番号や金額を押せば, あなたの預金の中から相手にお金を支払うことができる」

学習言語が発達していない人々に対する通訳 が難しい言い回し

- 慣用語

- 遺族は生き甲斐を奪われてしまいました。
- 被告人の言い分は全く通用しません。
- 雇主からは詐欺師と言われる始末でした。
- 被害者から身の程知らずと言われました。
- 長期間の留置は身体にこたえました。
- 被害者との対立は泥沼化しました。

学習言語が発達していない人々に対する通訳 が難しい言い回し

- 仮定

- もし、彼が本当のことを言っていたら、あなたはお金を渡したのでしょうか。

- あなたは彼にお金を渡しましたか？

- 彼はそのお金を受け取って、何に使いましたか？

- あなたのお金を受け取って彼は自分の借金を返したことを、あなたは初めから知っていましたか？

- お金を渡すときに、彼が借それを金を返すために使ってもかまわないと考えていたのですか？

- 理由を聞く質問

- あなたは、どうしてナイフを持っていたの

学習言語が発達していない人々に対する通訳 が難しい言い回し

• 複雑な構文

- 被告人の行為は、正当防衛以外のなにものでもありません(二重否定)。
- 太郎がきのう花子に会ったのは彼女の家だった(複雑な複文)
- 次郎さんは、あなたが雑誌を見て、次郎さんが組合員であることを知ったのを、知っていたのですか(複雑な構文)
- そう言っていたんですね。(主語の省略)

ろう者本人が使用する日本語が
健聴者の使う概念と一致しないことも

- あるろう者の被疑者と接見した際に、ま
ず「逮捕されたときは、どのような気持ち
だったか」と尋ねた。
- すると「けいれん、けいれん」と言う。
- 通常の日本語で考えれば、意味がつか
めない答えだと思う。

ろう者本人が使用する日本語が
健聴者の使う概念と一致しないことも

- 「けいれんしたかと思うほど怖かったという意味か？」と聞き直してみた。
- 果たして「そうだ」と言う。緊張し体が震える状態を「けいれん」という言葉で言い表したのだ。
- このようにろう者のなかには、普通の日本語とは違う意味合いで日本語語彙を使用することがある。

結論

- 一人ひとりの障害によってコミュニケーション方法が著しく異なる。
- 目の前にいる障害を持つ方の要望を聞いて、コミュニケーションに注意を払いつつ、分かりやすい伝え方を工夫する必要がある。→これも「合理的配慮」の一つ
- 特にろう者の場合は、外国人と話すような感覚で...

略歴

- 1990年 東京大学法学部卒
- 1991～6年 千葉市職員(福祉総務課,市政情報課)
- 1996～8年 最高裁判所司法研修所司法修習生
- 1998～現在 弁護士(都民総合法律事務所)
- 2003～4年 米国Washington, D.C.のギャローデット大学(聴覚障害者だけが入学できる大学)留学
- 国立大学法人筑波技術大学(2008～2013, 2016～), 日本社会事業大学(2010～)各非常勤講師
- 日弁連人権擁護委員会障がいのある人に対する差別を禁止する法律に関する特別部会員(2005～)

平成29年度判事補基礎研究会

裁判官の意見交換と 情報セキュリティ

平成29年6月9日

最高裁判所事務総局情報政策課
情報セキュリティ室長兼参事官

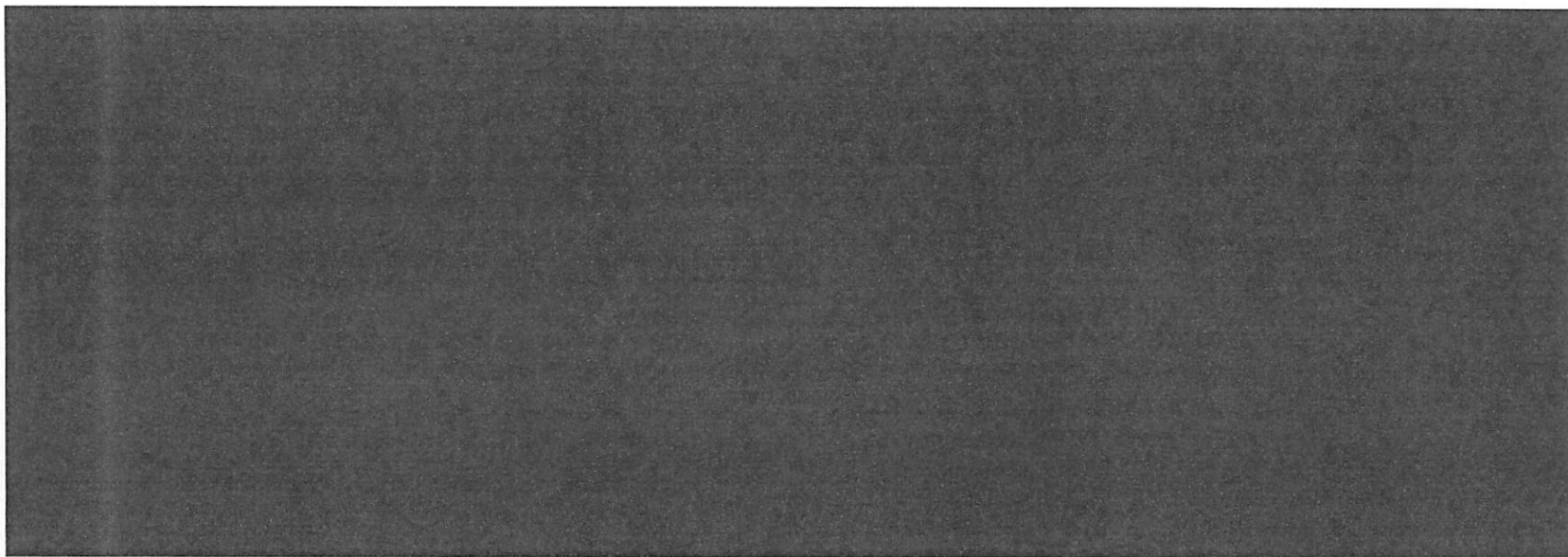
橋 爪 信

裁判官が事件処理をする上で、裁判官どうしの
意見・情報交換が有益な場合は少なくない

○日常の事件処理にあたって、ふと疑問に感じたことや
相談したいことについて、自由に意見・情報交換

○あまり一般的でなく経験のない事案に接した場合に、
同様のケースを担当した経験の有無の照会等

意見交換に際しては、情報セキュリティの確保が必要



SNSを用いた意見交換に伴う危険性

① 外部サービスの利用に伴う危険

- ・サービスの情報セキュリティ対策の状況がブラックボックス
- ・サービス上で一旦記録された情報を確実に消去することができない(その保証がない)

② SNSに伴う一般的な危険

- ・アカウント窃取等による不正ログイン
- ・不注意による意図しない情報公開(誤送信等)

③ 私物端末の利用に伴う危険

- ・紛失時に、第三者に操作されるおそれ
- ・マルウェア感染, 不正アプリ使用
- ・無料Wi-Fiによる第三者によるハッキング